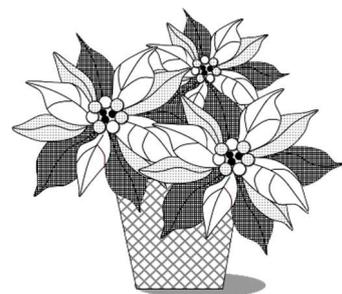


半田山ハイツ町内会だより

2023年度(令和5年度) 第4号

令和5年11月 総務部発行
(令和5年11月14日 役員会報告)



令和5年11月14日(火)に令和5年度第4回役員会が開催されました。
インフルエンザ罹患者が増加している中、徹底した感染防止対策の上、行われました。
その中で審議された内容についてお知らせします。

秋の大掃除の実施報告

10月15日に新型コロナウイルス感染予防のため、有志・自主参加により空地の草の処理を重点的に従来の大掃除を縮小した形態で行われました。今回も、有志・自主参加で行いましたが、160名と大勢参加していただきました。多くの参加者のおかげをもちまして、怪我や事故等もなく、短時間で清掃作業を実施することができました。参加者の皆様には大変お世話になりました。

敬老の日の記念品を進呈いたしました

9月19日の敬老の日に合わせて、町内会から年長の皆様方(53名)へ記念品を進呈させていただきました。

また、岡山市からの敬老記念品を対象の306名の方へ進呈いたしました。心からお祝いを申し上げます。

おめでとうございます。

町内会からのお願いになりますが、**施設入居などの異動通知書の提出**がまだ不十分です。お祝い品の毎年過不足が生じております。理事さん区長さんからも今後そのような状況がありましたら異動通知書の提出を促して頂きますので、町内の皆様ご協力お願いいたします。



19区 ゴミ集積場 囲い腰ブロック欠損事故について

警察、およびゴミ収集会社に連絡を取りましたが、証拠がありませんので、被害届は出さないことになりました。したがって復旧については町内の負担になりそうです。

当町内会のホームページ立ち上げ完了報告

すでに半田山ハイツ町内会のホームページは立ち上がっておりますので、ご確認をお願いします。

身近な記事も沢山載っておりますので興味を覚えて頂けるはずですよ。

また、11/25(土)10:00~12:00、津高公民館で第5回目の講習会がありました。あと数回予定されています。スマホ、タブレットからでも投稿などもできます。その設定などの勉強もありますので、町内会執行部から参加のお願いをしている方は是非参加してください。興味のある方も是非ご参加をお願いいたします。次回からは集会所にて行われます。

アドレス

<https://townweb.e-okayamacity.jp/c-handayama-heights/>

印刷室の使用規定について

現在印刷室は複数の団体が自由に使用できる状態になっております。会長をはじめ現執行部は印刷室のカギを執行部以外に誰が持っているかを把握できていません。

届け日以外も印刷室を使用されていて、執行部の業務に支障が出たこともありました。今年度町内会のホームページの立ち上げをおこなっており、パソコンを購入し、インターネットへの接続の設備も整っております。一層の厳重な管理が必要になると認識しています。

この度、印刷室の使用規定を作り、役員会で承認されました。最終ページに掲載していますので、ご確認ください。

災害避難訓練について報告

【日時】 11月19日(日) 9:00~11:00

【場所】 岡山理科大学 加計記念体育館及び駐車場

- 【訓練内容】
- ①各区避難誘導連絡体制の確認と実施
 - ②消火器の使い方体験
 - ③救急法実施体験
 - ④避難所(加計記念体育館)の現地確認

当日は約220名の参加があり、予定通りの訓練内容を3グループに分かれて実施できました。実施後、消防署の方からも町内会として積極的に取り組まれているとのことのお褒めの言葉を頂きました。

経験や知識があれば、いざという時役に立つかもしれません。

今後とも積極的な参加・ご協力をお願いします。



赤い羽根共同募金納付と

理科大・みのるゴルフ練習場への特別会費要請について

赤い羽根共同募金へは、3年前より半田山町内会一括で納付しており、今年度も納付いたしました。個別でも6件ありました。ご協力ありがとうございました。

理科大・みのるゴルフ練習場へ特別会費を12月末までに納付のお願いをしています。

.....

横井学区大運動会報告と

ふれあいフェスタ バザー実施結果報告について

横井学区大運動会が10月1日に晴天の下、開催されました。半田山チームは6位と健闘いたしました。係や選手等のご協力ありがとうございました。

4年ぶりに内容を変更して行ったふれあいフェスタが11月5日に開催されました。バザーは409個の品が販売され、42,100円、縁日の利用は118名で11,800円の売り上げがありました。予定していた売上額より上回り盛況でした。ご協力ありがとうございました。詳細の報告は1月に予定しています。

.....

集会所の火災保険・地震保険更新について

集会所の建物火災と地震特約を令和5年10月11日付けで更新させていただきました。其々の補償は2,100万円で、保険料は一括払いで74,950円でした。

半田山ハイッ「ふれあい支援リンク」のご案内

日常の簡単な困りごとを無償で支援します

- ・ゴミ出し
- ・庭の草刈りや枝切り
- ・掃除・片付け
- ・電球や電池の取り換え
- ・家具の移動
- ・パソコンのトラブル対応
- ・電子申請の代行 など



素人レベルの頑張りを提供します



区長さんや町内会の役員・民生委員などに声をかけて下さい

飼い猫、飼い犬の糞尿に困っています

半田山ハイツ町内会において「よそのお宅の飼い猫？が、自宅の庭に入り込み糞尿をするので困っています。」という苦情が入っております。又、犬についても散歩中に他人の駐車場に糞尿をして後始末をしない場面を目撃する事もあります。

他人に迷惑をかけない飼い方を心掛けましょう。モラルの問題ですが、他人を思いやる気持ちが必要です。自分のペットの飼い方が他人に迷惑をかけていないか、今一度考えてみて下さい。



パトロール隊からのお願い

見守りスタッフ募集

スタッフの高齢化により
活動の危機が迫っています

参加をご検討ください！！



小学生の孫さんをお持ちの方

仕事をリタイアされた方 など

1. 週1回（月・水・金曜日のいずれか）
☞不定期参加でも構いません。
- ① 午後3時頃から1時間程度
- ② マスカット団地～ゴルフセンターバス停付近
2. 制服を貸与（黄色のウインドブレーカ、帽子、防寒着など）
3. ボランティア保険に加入（保険料は町内会負担）
4. お問い合わせ（見学ご希望も対応します）

① 21区 中橋（代表）

② 21区 野津（事務担当）

今一度、ご確認を！

ゴミの出し方の確認のお願い

- ・燃えるごみ(月曜日、木曜日)と埋め立てごみ(第1火曜日)のゴミ出しの日の確認
 - ・ゴミ出しの分別のルールの確認
 - ・資源化ゴミの当番さんの準備、片付けの方法の確認 等
- 上記内容以外にも、モラルを守ったゴミ出しをお願いいたします。



路上駐車はやめましょう！！

町内に私道は基本的にありません。
狭い道路に路上駐車をすると、もしもの時にはご自分が困る
火事の時の消防車、助けてもらいたい時の
救急車がやって来ません。
あなたの車のせいで、助かるはずだった命が
失われるかもしれません。
それでもまだ路上駐車をするのでしょうか。
再度周知徹底お願いいたします。



町内の異動

転入	8区 西谷 知久様ご一家	R 5. 1 0. 1 7 届出
	《よろしく願いいたします》	
転出	1 2区 藤井 哲生様ご一家	R 5. 1 0. 2 0 届出
	《よろしく願いいたします》	
訃報	1 5区 逸見 三千典様	R 5. 1 0. 1 5 届出
	《謹んでご冥福をお祈りいたします》	
出生	1 3区 奥村 多聞様ご一家	R 5. 1 0. 3 1 届出
	1 6区 村上 亮磨様ご一家	R 5. 1 1. 3 届出
	《ご誕生おめでとございます》	

移動図書館あおぞら号

毎月第4土曜日 14:30~15:00

半田山ハイツ第3公園(8区)

次回以降予定 **12月23日(土)**



ちょっと一息

なぞなぞチャレンジ

問題 1 ひもにからまって遊ぶとり。てど
んなとり?

問題 2 大きくなるほど小さくなるもの。な
ーしに?

小学生(仲良し会)からのなぞなぞです。分かるかな? 答えはP6下

数独チャレンジ

数独(ナンプレ)の遊び方

1. 空いているマスに1~9のいずれかの数字が入ります。
2. たて・横の各列及び、太線で囲まれた3x3のブロック内に同じ数字が複数入ってはいけません。



					6			
1	4		5	8	3	2		7
7					2	4		
9	3			2		5	7	4
8			9			6		
5	1	7			4	8		2
3				5		1		
6	5		4	1	7	9		3
				6				

集会所会議室（印刷室）の使用規則

令和6年1月1日制定

第1条 使用目的

当会議室（印刷室）の使用の優先順位は町内会執行部会、各種部会や総務部作業、各種団体、同好会の順とし、その利用を通じ、町内会の円滑なる運営、町内会会員相互の親睦の増進や福祉の向上を図ることを目的とする。

第2条 使用方法（町内会執行部会、各種部会や総務部作業以外の目的で当会議室（印刷室）を使用する場合は第2条～第5条を順守すること。）

- (1) 使用にあたっては使用責任者が事前に町内会会長（又は副会長）に使用目的、日時、使用人数などを申し出て、使用許可を得、鍵を借りるものとする。
- (2) 使用時間は原則として、午前9時～午後6時とする。
- (3) 使用後は
 - ・第5条指示の防犯防災のチェック事項に従い、整理整頓、清掃などを行う。
 - ・備え付けの使用簿に利用状況を記録する。
 - ・使用料金を所定の集金箱に入れ、鍵を返却する。

第3条 使用料金

- (1) 冷暖房費用は1時間当たり100円
- (2) コピー機の使用は1枚当たり5円（カラーは30円）。
なお同一コピーを20枚以上する場合は印刷機を使用すること。
使用后、コピー及び印刷枚数を記録ノートに記入すること。

第4条 会計

会計は町内会会計の「その他雑収入」扱いとする。

第5条 印刷室使用後のチェック事項

使用責任者は印刷室使用後に必ず次のチェック事項を実施すること。

- (1) 使用簿・記録ノートの記録
- (2) 用具の整理整頓
- (3) 消灯、換気扇・エアコンの停止、コピー機の停止
- (4) ゴミの持ち帰り
- (5) 戸締り
- (6) 鍵の返還
- (7) その他必要事項

第6条 規則の制定及び改定

この規則の制定については町内会執行部会で決定し、令和5年11月14日、役員会の承認を得た。なお、この規則の改定についても執行部会で決定し、役員会の承認を得ること。

（附則）鍵の所有者は（町内会長・各副会長・総務部長）の5名とする。万が一鍵を紛失した場合は、上述の5名の承認を得たうえで複製する。それ以外での複製は認められない。